

I 地域づくりへの支援

■自治会（コミュニティ）

1-1 コミュニティ活動

新しく自治会が出来たので、地域の連帯を図るため、夏祭りを行いたいのですが、区民の寄付ではお金が足りません。また集会施設の備品も整備したいのですが、助成してくれる事業はないでしょうか。

● こういう制度があります。

（一財）自治総合センターが実施している**コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）**があります。お祭りの道具や集会施設の備品の整備など自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）について、1件100万円～250万円の範囲で助成が受けられます。

● どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

毎年9月頃までに、自治会が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

● 対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

● 必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

● 他にはありませんか。

「(公財)長野県市町村振興協会」(電話：026-234-3611)が実施する「地域活動助成事業」があります。(一財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」と同様の内容になります。

● コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

このような活動をしたとき				問い合わせ
	具体例	対象者	限度額	
健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等	自治会・町内会などのコミュニティ組織、市町村 ※特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとはいえない団体等は除きます。	100万円 ～ 250万円	市町村 地域振興局 企画振興課 県企画振興部 地域振興課
生活安全の確保の推進	防犯灯等			
生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、小型除雪機等			
お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等			
文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等			
体育・レクリエーション活動	照明施設、スポーツ用具、遊具等			
その他コミュニティ活動	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等			

■自治会（コミュニティ）

1-2 集会施設の建設

自治会の集会施設が老朽化していて、みんなで積立てをしていますが、なかなか建設費用を捻出する金額にはなりません。助成事業はありませんか。

●こういう制度があります。

（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）があります。

集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及び、その施設に必要な備品の整備に関する事業が対象となります。助成金は対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円までとなります。

その後の集会施設の管理は、自治会で行うことになります。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月頃までに、自治会が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

●必ず助成してくれるのですか。

採択されるのは、毎年、県内で3件です。要望が多い場合は、不採択になることがあります。

■自治会（コミュニティ）

1-3 野生鳥獣被害と集落維持

野菜を作っても、シカが来て食い荒らしてしまいます。このままでは、どうにもなりません。みんなで話し合って自ら被害防除に取り組む自主防衛体制を作りたいと思います。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

「野生鳥獣総管理対策事業」、「野生鳥獣被害総合対策事業」があります。

捕獲の実施、防護柵の設置、緩衝帯の整備などの取り組みについて支援する事業で、対策に必要な経費の一部が補助（補助率は事業により異なります）されます。

●どこに相談すればいいの。

各地域に、野生鳥獣被害に関する総合窓口として「野生鳥獣被害対策チーム」が設置されており、「集落ぐるみ」で行う被害防除の体制づくりから実施までのアドバイスや支援も行いますので、ご活用ください。

「野生鳥獣被害対策チーム」は、地域振興局林務課、農政課、農業改良普及センター等が構成メンバーになっていますので、最寄りの課所にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

事業については、通常は実施する前年度に募集します。詳細については「野生鳥獣被害対策支援チーム」にご相談ください。

●対象者は。

市町村、地域被害対策協議会等（実施メニューによって事業主体が異なります）です。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

■自治会（コミュニティ）

1-4 農地・農業用施設等の保全管理

これまで農業者で行なってきた農地や農道、農業用水路の管理が、過疎化や高齢化により難しくなっていますが、アドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

非農家を含めた様々な方が参加し、地域ぐるみで行う農道や農業用水路等の日常管理と農村環境保全のための共同活動を支援する「**多面的機能支払交付金**」制度があります。

地域内の農地面積に応じ、水田の場合は最大で10アール当たり9,200円の交付金が支払われます。

●どこに相談すればいいの。

交付金の支援を受けて活動をしたい集落（地域）の方は、お住まいの市町村や地域振興局農地整備課（多面的機能支払相談窓口）にお問い合わせください。

●申込みの時期はいつですか。

活動開始年度の6月30日までに市町村長へ事業計画の申請を行い認定を受ける必要がありますが、事前に上記へご相談ください。

●要件は。

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、活動組織を設立し、5年間活動を継続する必要があります。



■自治会（コミュニティ）

1-5 中山間地域での農業支援

平坦な地域に比べて傾斜がきつく、農業生産条件が不利なため、農業を続けていくことが難しくなってきました。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

農業生産条件が不利な中山間地域において、集落内の話し合いに基づき5年間以上農業を継続する農業者などを支援する制度として「**中山間地域農業直接支払事業交付金**」があります。

集落内の話し合いに基づいて農業生産活動等を行う農用地面積に応じ、水田の場合10アール当たり21,000円（活動レベル等により交付額は異なります）が支払われます。

●どこに相談すればいいの。

交付金の支援を受けて活動を実施したい集落の方は、お住まいの市町村又は地域振興局農政課にお問い合わせください。

●支援の対象となる地域は。

本事業の対象は、特定農山村法等で指定された地域とされており、対象の農用地にも一定の条件がありますので、詳細は上記にご確認下さい。

●要件は。

交付金を受けるためには、集落において、耕作放棄の防止や水路・農道の管理、景観作物の作付などについて、管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結して市町村長から認定を受け、「協定」に定めた農業生産活動等を5年間以上継続する必要があります。

●申込みの時期はいつですか。

平成27年度より始まった第4期対策は、平成27年度～平成31年度までの実施期間とされており、期間中であればいつからでも開始することは可能です。ただし、交付金を受けるためには、市町村長が集落協定を認定する手続きがあるため、詳細は上記にご相談ください。

■ 環境

2-1 河川愛護

私の住む町に流れている川に、雑草が茂ったり、ゴミが捨てられたりしているのが気になります。河川美化に取り組むには、どのような方法がありますか。

● こういう活動に係わってもらえますか。

県では、身近な河川を、住民自ら美化する活動等を行っていただく「河川愛護活動団体」の支援をしています。支援の内容は、愛護活動団体の皆様の活動中の事故等に対応するため、傷害保険料の負担や、愛護活動費の一部を負担しています。

平成28年度には、936団体、延べ約163,000人の皆様に活動していただきました。

● どこに相談すればいいの。

建設事務所へご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

● 要件は。

対象となる団体は、地域自治会、老人クラブ、学校、企業、地域ボランティア等、概ね10名程度以上で組織された各種団体です。既に、身近なところに河川愛護活動団体が結成されているかもしれませんので、詳しくは建設事務所にご相談ください。

● 他にもありますか。

また、県ではブラックバス等の外来魚を駆除する自治会や住民団体に対し、その経費の一部を補助しています。例えば、ため池の水を抜きブラックバス等を駆除する際に、ブラックバス等が下流へ流出しないようにするための網の購入も補助の対象となります。希望される方は、地域振興局農政課へご相談ください。

■環境

2-2 道路愛護

私の家の前を通っている県道には、ハナミズキが植えられています。毎年、5月頃、鮮やかなピンク色の花を咲かせます。この街路樹をみんなで大切にしていきたいと思いますが、他の地域ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

●こういう活動があります。

地域の住民団体、企業、学校等が行っている道路の美化活動に対して、花の苗の支給や清掃道具などの貸し出し等の支援と、活動中の事故に対する保険の加入を行う制度「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」があります。

平成29年11月末現在で、342団体が協定を結び、道路の美化活動を行っています。

●どこに相談すればいいの。

お住まいの市町村を管轄する建設事務所へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

●要件は。

支援の条件として、活動内容や回数、活動区間などについて、県、市町村と協定を結んでいただきます。なお、活動回数については、年4回以上を目安に活動をお願いしています。

手続きの詳細につきましては、建設事務所へお問い合わせください。

■ 環境

2-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成29年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(一財)セブン-イレブン記念財団	環境市民活動助成	自然環境の保護・保全、清掃活動等	http://www.7midori.org/josei/index.html
(独)環境再生保全機構	地球環境基金助成金	国内外の民間団体が行う環境保全活動	http://www.erca.go.jp/jfge/index.html
(公財)日本環境協会	藤本倫子こども環境活動助成基金	環境教育や地域の環境保全活動	http://www.jeas.or.jp/activ/prom_01_00.html
	東京ガス環境おうえん基金	地域と地球の環境保全、環境教育、意識啓発活動	http://www.jeas.or.jp/activ/prom_02_00.html
全労済	全労済地域貢献助成事業	地域の生態系を守る活動、低炭素・循環型の地域社会を作る活動、地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動等	http://www.zenrosai.coop/zenrosai/csr/joseijigyoku.html
トヨタ自動車(株)	トヨタ環境活動助成プログラム	環境課題の解決に取り組む人材育成や、実践的に環境課題解決に資するプロジェクトを推進する民間非営利団体の活動	http://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/environment/blessings_of_nature/ecogrant/
(公財)日野自動車グリーンファンド	助成事業	環境緑化活動、自然環境の保全活動等に関する事業等	http://www.hino.co.jp/csr/greenfund/greenfund_index.html
花王(株) (公財)都市緑化機構	花王・みんなの森づくり活動	身近な森を守り、育てる活動(「森づくり活動」)及び身近な緑を活用し子供たちに緑との触れ合いの機会を創出する活動(「環境教育活動」)	https://urbangreen.or.jp/category/info-grant/kao
(公財)損保ジャパン日本興亜環境財団	環境保全プロジェクト助成	「自然保護」「環境教育」「リサイクル」等の分野での実践的活動	http://www.sjnkef.org/project/
(公財)イオン環境財団	環境活動助成	地球環境の保全、地域環境の保全のための活動(基本テーマに沿った活動)	https://www2.aeon.info/josei/

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド(<http://www.jfc.or.jp/grant-search/news/>)から分野別検索などができますのでご活用ください。

■環境

この他に、自然エネルギーを活用した地域づくりに関しては、県の支援制度がありますので、紹介いたします。

詳細については、支援機関に直接ご確認ください。

事業名	内容	対象者	支援機関
1村1自然エネルギープロジェクト	地域における自然エネルギー事業の登録と情報発信を行います。	地域関係者が協働する協議会、市町村、民間団体等	県環境部 環境エネルギー課
自然エネルギー地域発電推進事業	固定価格買取制度を活用した自然エネルギー発電事業に対する補助を行います。(収益納付型補助金) 【対象事業等】 ソフト事業：事業の計画策定等 ● 補助率：2分の1以内 ● 上 限：500万円 ハード事業：設備導入に係る工事費等(太陽光発電) ● 補助率：4分の1以内 ● 上 限：1,500万円 (小水力発電等) ● 補助率：10分の3以内 ● 上 限：9,000万円	【ソフト事業】 市町村、NPO、中小企業等 【ハード事業】 NPO、中小企業等	
地域主導型自然エネルギー創出支援事業	地域主導による熱供給・熱利用事業、地域づくり計画の策定に対する助成を行います。 【対象事業等】 ○熱供給・熱利用事業 ソフト事業：可能性調査、設計等 ● 補助率：2分の1以内 ● 上 限：500万円 ハード事業：機器設備導入等 ● 補助率： 市町村 2分の1以内 民間団体等 3分の1以内※ ● 上 限：500万円※ ※地域防災拠点の防災機能に資する場合の特例有 ○地域づくり計画：市町村と協働で行う省エネ等による地域づくり計画の策定 ● 補助率：2分の1以内 ● 上 限：75万円	○熱供給・熱利用事業 市町村、民間団体等 ○地域づくり計画 地域協議会	

■安全・安心

3-1 事故・災害防止

毎日、川沿いを散歩しています。大雨が降ると水の勢いに驚くこともあります。私が毎日、観察している川の情報を役に立てることはできませんか。

また、せっかく護岸工事がされた小さな沢が土砂や草で埋もれ、ゴミがたまっていることがあります。私たちが草刈りや清掃をしてもよいのでしょうか。

●こういう活動があります。

県では、県の管理する河川の異常に関する通報を、随時県民から受け付けています。特に、定期的な情報提供が可能な方には、ボランティア活動として、「河川モニター」に委嘱し、通報していただいています。定期的な情報提供が可能な方は、お近くの建設事務所へお問い合わせください。

また、住民の皆様が、県が管理する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の草刈りや土砂の除去などに取り組まれる場合、必要な草刈り機、チェーンソー等草刈り及び倒木処理に必要な機器の燃料費、伐木等のゴミ運搬費及び処分費など県が一部を負担（「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」）しています。

●どこに相談すればいいの。

建設事務所又は砂防事務所へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

河川モニターは全県一斉に毎年3月に受け付けていますが、一部の建設事務所では随時受け付けていますのでお問い合わせください。

●要件は。

「河川モニター」は、原則2名一組で担当区間の河川のモニターをしていただきます(参加の申し込みは、1名でできます)。委嘱任期は、原則として1年間です。

「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」に申請する場合は、自治会、地域住民団体、企業又は学校など、活動仲間が必要です。そして、建設事務所又は砂防事務所で申請いただき、その後、活動範囲を決め、県と確認書を取り交わす手続きがあります。

■安全・安心

3-2 自主防災組織の活動

地域を災害から守るために、自主的に防災組織を結成しました。私たちの活動を支援してくれる事業はありますか。

●こういう制度があります。

(一財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)があります。地域の防災活動に直接必要なヘルメット、AED、発電機等の整備について、1件30万円～200万円の範囲で助成が受けられます。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに、自主防災組織が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村又は市町村が認める自主防災組織です。
ただし、消防団は対象になりません。

●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

●他にはありませんか。

「(公財)長野県市町村振興協会」(電話:026-234-3611)が実施する「地域活動助成事業」があります。(一財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」と同様の内容となります。

■安全・安心

3-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成29年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
防災教育チャレンジプラン実行委員会	防災教育チャレンジプラン	防災教育の新しい試み、アイデアによる活動	http://www.bosai-study.net/top.html
(一財)ハウジングアンドコミュニティ財団	住まいとコミュニティづくり活動助成	安全で安心して暮らせる地域の実現をめざした活動等	http://www.hc-zaidan.or.jp/josei/index.html

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/grant-search/news/>) から分野別検索などができますのでご活用ください。



■健康・福祉

4-1 老人クラブ

私たちの老人クラブは、花壇の整備やこどもの見守りといった奉仕活動や一人暮らしの高齢者との交流を行い、地域の福祉づくりに頑張っています。私たちの活動に支援してもらえませんか。

●こういう制度があります。

「高齢者地域支え合い支援事業」があります。

これは、高齢者による地域づくりの促進と、明るい長寿社会の実現を目指して老人クラブ（単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会）が行う社会奉仕や相互扶助等の活動に対して市町村が補助する場合、その3分の2を国と県が支援するものです。

平成28年度は、1, 265の単位クラブへ支援しました。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部健康増進課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

●募集は。

市町村が募集します。

●対象者・要件は。

市町村老人クラブ連合会又は会員30人以上の老人クラブで、市町村から補助を受けている団体です。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成となります。

健康・福祉

4-2 宅幼老所の開設

地域で空き家を探し、改修して宅幼老所として事業を立ち上げたいのですが、改修への助成事業はありませんか。

● こういう制度があります。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「宅幼老所等整備事業」があります。市町村と県とで750万円を上限に助成を行っており、県はその2分の1以内を補助するものです。

● 対象者・要件は。

NPO法人、営利法人などで、既存施設を活用して、宅幼老所を立ち上げる方です。

● 助成の際の窓口はどこですか。

市町村にご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

● 募集は。

市町村が募集します。

● 必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。



■健康・福祉

4-3 障がい者支援

障がい者やその家庭を地域で支えたいと思います。まず、始めに休日に障がい者の方に声をかけて交流事業を行いたいと思いますが、その費用を支援してくれる事業はありますか。

● こういう制度があります。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「障がい者余暇活動支援事業」があります。

週末等に、障がい者に余暇活動の場の提供や相談支援を行うことで、障がい者の余暇の充実を図るとともに社会参加を促進するためのボランティア活動等を支援するものです。

事業費の上限は30万円で、市町村が助成する額の2分の1を県が支援します。

● どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部障がい者支援課にご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

● 募集は。

市町村が募集します。

● 対象者は。

NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体及び社会福祉法人等です。

● 必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

● 他にはありますか。

障がい児（者）を家庭において一時的に介護できない場合等に、あらかじめ登録した登録 介護者（社会福祉法人、民間団体、近隣、知人）が、時間単位で介護サービスを提供し、かかった経費に対して県が支援する事業（「心身障がい児（者）タイムケア事業」）があります。平成28年度には、60市町村へ支援しました。詳細は市町村へ問い合わせください。

健康・福祉

4-4 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成29年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
NHK厚生文化事業団	わかば基金	地域に根ざした福祉活動を進めているグループの活動	http://www.npwo.or.jp/wakaba/
(公財)ユニバーサル財団	活動助成	少子高齢社会・人口減少社会における社会福祉に関わる市民活動	http://www.univers.or.jp/index.php
(公財)日本財団	各種公益事業助成	非営利活動・公益事業を行う団体に対し幅広い分野で助成による活動支援	http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/
ファイザー(株)	ファイザープログラム	心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究	http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/pfizer_program/index.html
(独)福祉医療機構	WAM 助成	社会福祉の振興、地域連携、複数団体のネットワーク化等に資する活動	http://hp.wam.go.jp/guide/jyosei/tabid/176/Default.aspx
(公財)長野県長寿社会開発センター	いきいき中高年社会貢献活動支援事業	中高年者の方々が経験や知識を生かして地域づくり、社会貢献をしようとする公益性・継続性の高い事業	http://www.nicesenior.or.jp/jyosei/index.html

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

助成金情報 (<http://www.jfc.or.jp/grant-search/news/>) から分野別検索などができますのでご活用ください。

■生涯學習・青少年育成

5-1 生涯学習
生涯学習や青少年育成指導に関する県の講座や情報を教えてください。

5-1 生涯学習
生涯学習や青少年育成指導に関する県の講座や情報を教えてください。

●こういう制度があります。

● 各種講座のご案内

名称	内容	対象者	問い合わせ
地域づくり推進研修 住民が主体となり公民館活動や NPO・ボランティア活動などを通して、互いに学び合い、支え合いながら学びの絆で地域力を高め、「生涯学習によるまちづくり」が実践されるよう地域の指導者・支援者を養成する講座を開催します。	・ H29 は、7 研修 15 講座を開催 (1) 子どもの貧困問題と対策 (2) 子どもを育む「縁」を結ぶ (3) 地域づくりと防災 (4) 人口学から見た地域づくり (5) 公民館基礎講座（4 回開催） (6) 公民館ステップアップ講座 (7) 生涯学習推進者実践講座（6 回開催）	公民館関係者、社会教育委員、市町村担当者、生涯学習推進に関心のある方など	県生涯学習推進センター 又は 県教育委員会文化財・生涯学習課
地域と学校の連携推進研修 地域と学校の協働による子どもの育成等の意識の共有に向け、子どもの人間関係力の育成、高校生と地域の方々が結びついた信州学の実践例を学ぶ講座を開催します。	・ H29 は、2 講座を開催 (1) 子どもの人間関係力を育てる通学合宿 (2) 地域から支える「わたしたちの信州学」	P T A 関係者、公民館関係者、社会教育委員、市町村担当者、学校支援ボランティア、学校教育に関心のある方など	

地域の教育力向上研修 感情のコントロール、生活面や学習活動での多くの困難、ネット社会への対応など、子どもたちが抱える様々な問題や、誰もが暮らしやすい地域社会の創造に向けた人々の多様な特徴などを理解するため、地域で子育て支援や学校支援等を実践する指導者・支援者等に対し、取組方法の理解を深める講座や、日常生活の中で必要な配慮を実践していく人づくりに向けた講義や演習を開催します。	・ H29 は、8 研修 10 講座を開催 (1) がまんする力はどのようにして育つのか (2) 発達障がい理解と援助 (3) いのち・生き方の講義 (4) 幼児期にふさわしい運動遊び (5) 障がい者にと共生する社会づくり (6) 地域の人権課題について考える (7) 子育て支援に関する講座（2 回開催） (8) 情報モラルに関する講座（2 回開催）	P T A 関係者、公民館関係者、社会教育委員、市町村保育担当者、子育て支援ボランティア、子育て・幼児教育ほか各テーマに関心のある方など	県生涯学習推進センター 又は 県教育委員会文化財・生涯学習課
P T A 指導者研修 講演、討議、演習等を通して PTA 活動の充実に向けての知識などを学ぶことができます。	・ H29 は、13 回開催予定、募集は 4 月頃 ・ 研修の内容 講義・講演、分科会・実技演習、実践発表、シンポジウム ※H29 の実施内容 講演（学校・家庭・地域の連携、携帯・スマホ、児童理解 他）・実践講座・分科会・グループ討議等	P T A 役員等、指導的立場の方	県教育事務所 又は 県教育委員会文化財・生涯学習課

■生涯学習・青少年育成

5-2 青少年育成

自治会で「親子スポーツ教室」を開催したいと思います。助成事業はありませんか。

● こういう制度があります。

（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）があります。スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他自治会の活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業について、1件30万円～100万円の範囲で助成が受けられます。

● どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに、自治会が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

● 対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

● 必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

※ なお、小・中・高校生を対象とした全国大会への助成として、（一財）地域活性センターの支援事業があります。（後項の6-2（P23）をご覧ください。）



■生涯学習・青少年育成

5-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成29年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(独)国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部	子どもゆめ基金	民間団体が実施する子どもの体験活動や読書活動等	http://yumekikin.niye.go.jp/
全労済	全労済地域貢献助成事業	子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生みだす活動や困難を抱える子ども・親がたすけあい、生きる力を育む活動	http://www.zenrosai.coop/zenrosai/csr/joseijigyou.html
(公財)伊藤忠記念財団	子ども文庫助成事業	子どもの本の購入等	http://www.itc-zaidan.or.jp/
安藤スポーツ・食文化振興財団	トム・ソーヤースクール企画コンテスト	小・中学生が10人以上参加する、ユニークで創造性にあふれた自然体験活動の企画	http://www.ando-zaidan.jp/html/sizen_02.html
NPO 法人モバイル・コミュニケーション・ファンド	ドコモ市民活動団体への助成事業	子どもの健全な育成を支援する活動や、経済的困難を抱える子どもを支援する活動	http://www.mcfund.or.jp/jyosei/group/2017-no15-top.html

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/grant-search/news/>) から分野別検索などができますのでご活用ください。

■文化・交流

6-1 地域資源の活用

私の町は、中山道の宿場町としての面影を色濃く残しています。この特色ある地域を広くPRし、地域活性化が図れればと思います。活用できる事業はありますか。

●こういう制度があります。

(一財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業)」があります。地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対して、1件200万円まで助成が受けられます。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに、市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等です。

●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。



■文化・交流

6-2 その他

他に助成制度はありますか。

- （一財）地域活性化センターの支援事業があります。

このような活動をしたいとき				ここへ
内 容	事業名	対象者	限度額	
公共スポーツ施設等 利用システム整備、 特色あるソフト事業	公共スポーツ施設等 活性化助成事業 (H29 全国で 26 件採 択)	市町村、広域 連合、一部事 務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限 システム 300 万円 ソフト 100 万円	地域振興 局企画振 興課 県企画振 興部地域 振興課
コミュニティが主体と なって実施する地域 の活性化イベント	地域イベント助成事業 (H29 全国で 52 件採 択)	市町村	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 100 万円	
地域団体や市町村が 自主的・主体的に実 施する移住・定住・交 流事業	移住・定住・交流推進 支援事業 (H29 全国で 53 件採 択)	市町村、広域 連合、一部事 務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 200 万円	
地方創生に向けて、 自主的・主体的に実 施する自治体・地域・ 集落の消滅可能性の 危機打開等に向けた 事業に対する支援	地方創生に向けて“が んばる地域”応援事業 (H29 全国で 45 件採 択)	市町村、広域 連合、一部事 務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は区分により 150 万円・200 万円	
市町村等が地方創生 に関して助言を行う 専門家を招聘するた めの経費	地方創生アドバイザー 事業 (H29 全国で 31 件採 択)	市町村、広域 連合、一部事 務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 20 万円	

上記以外にも以下の助成事業がありますのでご活用ください。

- ・（一財）地域創造（地域の文化・芸術活動／地域伝統芸能等保存事業）
URL: <http://www.jafra.or.jp/j/guide/box/>
- ・（一財）地域総合整備財団＜ふるさと財団＞（ふるさとのづくり支援事業ほか）
URL: <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

■NPO

7-1 NPO への支援

NPOを立ち上げて、活動を広げていこうと考えています。NPO を対象に支援してくれるものはありますか。

● こういう制度があります。

県では公共的活動を応援する寄付募集サイト「長野県みらいベース」を構築し、認定NPO法人長野県みらい基金が運営しています。

ここでは、サイト上で公共的活動団体の活動を広報し、県民や企業から寄付を集め、団体に助成しています。その中には、地域活性化や地域課題の解決を目的とする事業活動を支援する事業指定助成プログラムもあります。

● どこに相談すればいいの。

長野県みらいベースを運営する認定NPO法人長野県みらい基金（長野事務所、松本事務所）又は県民文化部県民協働課へご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

まずは団体登録が必要です。登録は随時受け付けています。

● 対象者は。

公共的活動を行っている団体（NPO 法人や任意団体等）です。

● 必ず助成してくれるのですか。

寄付金を原資に助成しますので、寄付が集まらなければ助成されません。寄付者から共感を得られるように各団体のPRも重要です。

● 他にはありますか。

事業指定助成プログラムの他に、「冠基金・助成プログラム」もあります。これは、企業名や個人名を冠した独自の助成プログラムで、寄付者の希望に沿う寄付プログラムを作って、助成を希望する団体を募集するものです。「ろうきん安心社会づくり助成金」や「サンプロおひさま基金」などがあります。

■NPO

7-2 NPO への融資

NPOを対象にした融資制度はありますか。

● こういう制度があります。

「NPO夢バンクによる融資制度」があります。

特定非営利活動法人NPO夢バンクでは、一般金融機関の融資対象となりにくいといわれるNPOに対し、立ち上げ資金や運転資金の融資を行っています。

他の補助金等が実際に交付されるまでのいわゆる「つなぎ資金」としてもご利用いただけます。

● どこに相談すればいいの。

特定非営利活動法人NPO夢バンクへご相談ください。(<http://www.npo-yumebank.org/>)

● 申し込みの時期はいつですか。

申し込みは随時受け付けています。

● 対象者は。

県内に主たる事務所を置くNPO（法人格の有無は問いません）が対象になります。

● 必ず融資してくれるのですか。

審査が必要となり、審査を通過した方に融資を実施します。

● 他にはありますか。

平成27年10月1日から特定非営利活動法人（NPO法人）が長野県中小企業融資制度資金の対象となりました。一部対象とならない業種等もありますので、詳細は産業労働部産業立地・経営支援課又は各地域振興局までお問い合わせください。

また、市町村の制度資金においても対象としている場合がありますので、詳細は各市町村までお問い合わせください。

■活動場所

8-1 施設の利用

まちづくりについて研究しています。いつも近くの公民館などを利用しておりますが、他の団体の活用も多く場所の確保が大変です。県の施設でも利用できる場所はありませんか。

●こういう施設があります。

県が管理する以下の施設をご利用いただけます。詳細につきましては、直接各施設へお問い合わせ、申し込みください。

名称	所在地	室名	収容（人）	利用 対象 者	申請時 （使用日か ら）	利用 料
飯田勤労者 福祉センタ ー	飯田市東栄町 3108-1 TEL 0265-22-7494	研修室・音楽室・視聴 覚室・和室・体育館	最大 150 人 最小 20 人	県民	随時（3ヶ月 前）	利用 料は お 問 い 合 わ せ く だ さ い
長野県社会 福祉総合セ ンター	長野市若里 7-1-7 TEL 026-227-5201	講堂・音楽室・研修 室・会議室	最大 300 人 最小 30 人	県民 社会福 祉団体 等	随時（2ヶ月 前）	
戸倉野外趣 味活動セン ター	千曲市大字磯部 1406-1 TEL 026-276-1731	野球場・テニスコート		県民	随時（3ヶ月 前）	
男女共同参 画センター （あいとぴ あ）	岡谷市長地権現町 4-11-51 TEL 0266-22-5781	ホール・研修室・視聴 覚室・音楽室・生活技 術講習室、調理実習 室	最大 504 人 最小 20 人	県民、 法人 等	随時（ホール 1 年前、研修室 3ヶ月前）	

■ 景観

9-1 良好なまちなみ

私の住む町は、宿場町として面影が残るまちなみが残っています。しかし、地域の人はその価値に気付かず、まちなみと調和しない家へと建て直しをした家もあり、残念でしかたありません。この貴重な財産を活かして風情ある町並みと生きた町としてのコミュニティの共存は出来ないのでしょうか。

● こういう制度があります。

国には、市町村と住民が協力して地区の住環境の整備改善を行う事業で、小公園・緑地などの街なみ整備をはじめ、地区のまちづくり協議会や住宅等の修景整備に対して助成される「街なみ環境整備事業」という事業があります。

現在、県内の多くの市町村で歴史的な景観等を活かしたまちづくりに活用されています。

街なみ環境整備事業（県 HP）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/sebi.html>

◆ 「街なみ環境整備事業」実施地区

●長野市（善光寺周辺、松代、新町・里穂刈、戸隠）●松本市（中町、下町、お城東、中央東、歩いてみたい城下町、上波田）●上田市（柳町紺屋町）●須坂市（中央）●小諸市（小諸宿周辺）●大町市（大町中心市街地）●塩尻市（奈良井、平沢）●木曽町（福島宿周辺、宮ノ越宿周辺）●下諏訪町（下諏訪門前）●辰野町（辰野駅前）

● 住宅の新改築に補助金がもらえるのですか。

市町村が街なみ環境整備方針を定め、社会資本総合整備計画に記載している地区にあって、住宅等を修景する場合は、経費の一部について助成を受けることができます。

補助の対象となるのは、住宅等の屋根や壁などの外観修景に係る経費です。

● 必ず補助してくれるのですか。

良好なまちなみ形成のための修景であることが必要です。

また、市町村によっては、補助金額に上限があったり、予算に対して要望が多く寄せられた場合は不採択になることもあります。

● どこに相談すればいいですか。

市町村のまちづくり担当課又は県建設部都市・まちづくり課へご相談ください。

● 他にはありませんか。

「一般財団法人 まちづくり地球市民財団」がまちづくりを推進し活力ある地域の発展を目的とした市民活動家や団体等に助成する「まちづくり人応援助成金」などがあります。
（http://www.gcf.or.jp/joseikin/shinsei/machi_shinsei.html）

9-2 棚田の保全

棚田を農山村固有の風景として維持していきたいと思いますが、県で保全活動の支援やアドバイスをしてくれませんか。

● こういう制度があります。

「ふるさと農村支援事業」があります。

棚田の保全活動を行う団体を支援する事業で、事業を実施するために直接必要な経費の2分の1以内まで補助されます。例年1月頃、県農政部農地整備課のホームページで事業の要件や応募方法をご案内しています。

また、ふるさと水と土指導員による棚田保全活動への助言及び指導を行っています。

● ふるさと水と土指導員とは何ですか。

農村環境の保全などに関する専門的又は実践的知識を有し、先進的な活動を行っている方を「ふるさと水と土指導員」として委嘱しています。

「ふるさと水と土指導員」は、農村環境の保全活動などの地域住民活動への指導・助言等を行うことにより、農村環境の保全及び農村の活性化を推進しています。

● どこに相談すればいいの。

地域振興局農地整備課へご相談ください。



■商店街

10-1 中心市街地活性化

中心市街地の空洞化が深刻です。中心市街地活性化のための支援策についてどのようなものがありますか。

● こういう制度があります。

中心市街地の活性化に向けた支援策は、国や中小企業基盤整備機構等により様々な支援策が用意されています。

ここでは、主に商店街振興組合や、商店街の事業協同組合などが、商店街活性化の方向付けに活用可能な事業を紹介します。

詳細は、支援機関又は県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室へお問い合わせください。

● 商店街振興の主な支援事業（平成29年度）

名 称	内 容	対象者	支援機関
地域・まちなか商業活性化事業（地域商業自立促進事業） 商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化の促進のために実施する事業を支援します。	商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、公共性の高い取組を支援します。 ① 自立促進調査分析事業 ② 自立促進支援事業 【補助率等】 ●補助率 2/3 以内 ●補助金上限 ①500 万円 ②2 億円 ●補助金下限 100 万円	商店街組織 商店街組織と民間事業者の連携体	経済産業省 (関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室)
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 中心市街地の活性化に関して、実務知識、ノウハウを持つ専門家を派遣します。	中心市街地活性化協議会の組織体制の整備・運営、商業機能の整備、共同ソフト事業の実施等に関するアドバイザーを派遣します。 【支援方法等】 ● 派遣期間は最長 60 人／日 ● 派遣期間が 3 人／日までは無料 （基本計画の認定をうけた地域は 5 日まで無料）	中心市街地活性化協議会、協議会を組織しようとする者、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者	独立行政法人 中小企業基盤整備機構

トータルプラン 作成支援事業 商店街活性化法 による事業計画 の認定等を支援 するため専門家を派遣します。	・総合的な課題に対する組織力強化を図るため、行動指針や活性化計画等に基づく作成を支援します。 ・地域商店街活性化法の申請に必要な「商店街活性化計画」作り支援など、認定をサポートします。	商店街 商店街振興 組合 商店街協同 組合 等	株式会社全国商店街支援センター
--	---	-------------------------------------	-----------------

●問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-5470-1632

HP <http://www.smri.go.jp/>

関東経済産業局流通・サービス産業課商業振興室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

TEL 048-600-0318

HP <http://www.kanto.meti.go.jp/>

株式会社全国商店街支援センター

〒104-0043 東京都中央区湊1丁目6-11 ACN八丁堀ビル 4F

TEL 03-6228-3061

HP <http://www.syoutengai-shien.com/>



■地域発 元気づくり支援金

11-1 地域発 元気づくり支援金

長野県では、市町村や公共の団体が住民とともに行う地域づくり事業等に対し、支援金を交付しているようですが、これはどのような制度ですか。

●こういう制度があります。

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共の団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付します。

●制度の詳細は。

制度の詳細や、昨年度の優良事例等につきましては、「Ⅱ 地域発 元気づくり支援金について（４４ページ～）」をご覧ください。

なお、事業の詳細につきましては、県のホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>)

●交付対象事業の例

事業区分	対象事業例
地域協働の推進	・ 地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	・ 活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・ 障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・ 子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	・ 伝統文化の保存・伝承事業 ・ 外国籍市民との交流事業 ・ 食育シンポジウムの開催 ・ 文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	・ 防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・ 住民支え合い災害マップの作成 ・ 救命救急講習会の開催 ・ 自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	・ 自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・ 公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ ホタルの飛び交う自然環境の再生事業 ・ 地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・ その他美しい景観の形成に資する事業

産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	・ 街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・ 遊休荒廃農地の復元事業 ・ 間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・ 商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・ 工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・ 障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	・ 合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・ 合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	・ 移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・ 結婚活動を支援するための出会いの機会の提供



市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金

11-2 市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金

自治会等の活動に対する市町村の補助制度はありますか。

● こういう制度があります。

市町村が実施する地域づくり団体や自治会等が地域の活性化等のために実施する事業に対する補助制度についてご紹介します。

なお、掲載した補助制度は平成29年度に県内の市町村が実施している事業です。30年度以降の実施や事業の詳細につきましては、各市町村にご確認ください。

(平成29年4月1日現在)					
市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
長野市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体等	・企画・研究部門 10/10 (限度額: 10万円) ・実践活動部門 (1事業当たり3回限り) 1回目: 8/10 (限度額: 100万円) 2回目: 6/10 (限度額: 60万円) 3回目: 4/10 (限度額: 40万円)	地域活動支援課	026-224-5033
	長野市地域やる気支援補助金	市内32地区住民自治協議会	・1事業、継続3回を限度とする 1回目: 8/10 (限度額: 70万円) 2回目: 8/10 (限度額: 70万円) 3回目: 6/10 (限度額: 70万円)	地域活動支援課	026-224-7615
	長野市地域いきいき運営交付金	市内32地区住民自治協議会	前年度交付基準額×1/2+前年度交付基準額×1/2×前年度地区世帯数/前々年度地区世帯数+人件費等固定費 (世帯数割増あり)	地域活動支援課	026-224-7615
松本市	松本市地域づくり推進交付金	市内35地区	35地区への定額交付 (均等割+世帯割)	地域づくり課	0263-34-3280
	松本市地域振興事業補助金	地区関係団体、市民活動団体、企業等	補助率8/10以内 下限100万円、上限1,000万円		
上田市	上田市わがまち魅力アップ応援事業	自治会 地区自治会連合会 5人以上の市民で構成される市民活動団体	10/10以内 (限度額: 200万円)	市民参加・協働推進課	0268-75-2230
岡谷市	地域サポートセンター交付金	自治会 (市内19区)	・設置区の運営及び事業に対する補助 設置から3年間 (36月分) 月額10,000円 ・設置区の事業推進に対する補助 設置から36月経過後 月額5,000円	社会福祉課	0266-23-4811
	岡谷市各区行政事務交付金	自治会	予算の範囲内で行政区へ均等割、人口割、世帯割により配分	秘書広報課	
飯田市	ムトス飯田支援事業 (ムトス飯田助成金)	ムトス飯田推進委員会 (地域づくり団体、自治会、NPO法人、個人)	市はムトス飯田推進委員会に対して10/10 (※ムトス飯田市民ファンド等を含む。) ムトス飯田推進委員会が2通りのメニューで助成する。 ①まちづくり・地域づくり応援事業 助成額: 事業費の70%以内 (限度額は30万円) ②多様な主体が連携する協働活動 2つ以上の団体による「新たに連携協働し、新たに始める地域づくり活動」を応援 助成額: 30万円を協働した団体で分配	ムトスまちづくり推進課 市民協働係 (ムトス飯田推進委員会 事務局)	0265-22-4511
須坂市	須坂市地域づくり推進事業交付金	地域で組織された地域づくり推進委員会	10/10 (限度額30万円)	中央公民館	026-245-1598

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
諏 訪 市	諏訪市がんばる地域支援金	区・自治会	①ソフト事業 4/5以内 (限度額30万円) ②ハード事業 3/4以内 (限度額30万円)	地域戦略・男女共同参画課	0266-52-4141
	諏訪市区運営費等交付金	区	区運営費分(均等割、世帯割)及び回覧経費分(回覧組数割)により算定	地域戦略・男女共同参画課	
	S U W Aを磨くまちづくり支援金	まちづくり団体等	①若者まちづくり挑戦事業 ※団体構成員の半数以上が30歳未満 10/10以内(限度額:15万円) ②輝くまち・ひと促進事業 4/5以内(限度額10万円)	地域戦略・男女共同参画課	
小 諸 市	小諸市市民活動促進事業補助金	市民5人以上で構成される市民活動団体	10/10 限度額 1回目:20万円 2回目:15万円	企画課 市民協働推進係	0267-22-1700
伊 那 市	伊那市協働のまちづくり交付金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内 (1地域自治区あたり 限度額:110万円~360万円)	地域創造課 地域振興係	0265-78-4111
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額:50万円 原材料支援は40万円 市民団体設立支援は10万円)	企画振興課 企画調整係	0265-83-2111
中 野 市	中野市中心市街地まちづくり調査研究事業補助金	市街地の非営利団体	・調査研究費用:1/2以内 (限度額:30万円) ・調査研究の専門家派遣費用:10/10以内 (限度額:70万円)	営業推進課 賑わい創生係	0269-22-2111
	中野市活性化推進イベント支援事業補助金	特定任意団体	・中心市街地に賑わいをもたらす催し物等に要する費用 1/3以内(限度額:50万円)		
	中野のチカラ応援交付金	市民活動団体	・団体提案型事業 3/4以内(限度額:30万円) ・市提案型協働事業 10/10以内(限度額:10万円)	政策情報課 政策推進係	0269-22-2111
大 町 市	ひとが輝くまちづくり事業・花づくり活動事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 限度額 ・花づくり活動事業 20万円 ・伝統文化の継承事業 50万円 ・まちづくり事業 ははじめようまちづくり活動 20万円 ひろげようまちづくり活動 150万円 地域創生活動 50万円 ・活動継続支援事業 20万円	まちづくり交流課 市民活動支援係	0261-22-0420
飯 山 市	飯山市輝く地域づくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	補助率7/10、限度額50万円(重点テーマ該当の場合、補助率8/10、限度額100万円)	企画財政課 ふるさと応援係	0269-62-3111
池 田 町	池田町元気なまちづくり事業補助金	自治会 地域づくり団体 NPO法人	10/10 (限度額:30万円)	総務課 町づくり推進係	0261-62-3129
松 川 村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人 行政区	・対象経費15万円以下の事業:10/10 (限度額:15万円) ・対象経費15万円を超える事業 1回目:10/10(限度額:100万円) 2回目:2/3(限度額:60万円) 3回目:1/3(限度額:30万円) (ともに3回を限度とする)	総務課政策企画係	0261-62-3111
白 馬 村	白馬村地域づくり事業補助金	自治会	・1/2~2/3 地域づくり事業 (限度額:30万円)	総務課企画係	0261-72-5000
小 谷 村	小谷村むらづくり補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】10/10(限度額:原則50万円) 【ソフト】1/2(限度額:原則15万円)	総務課企画財政係	0261-82-2001
塩 尻 市	塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金	市民公益活動団体	体験型(トライアル)10/10以内 (限度額:10万円) 発展型(ステップアップ)7/10~9/10以内 (限度額:20万円~40万円)	交流支援課 市民活動支援係	0263-53-3350
佐 久 市	佐久市まちづくり活動支援金	5人以上で構成される市民活動団体	1/2以内(限度額:高額補助枠100万円、少額補助枠10万円)	広域情報課 市民活動係	0267-62-3075
千 曲 市	千曲市コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】原則1/2~4/5以内 【ソフト】原則1/2以内 (共に限度額は事業により異なる)	総合政策課 協働推進係	026-273-1111

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
東 御 市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・事業補助 5/10～10/10 (限度額：100万円) ・団体補助 5/10以内 (限度額：5万円)	地域づくり・移住定住支援室	0268-62-1111
安 曇 野 市	つながりひろがる地域づくり事業補助金	市民活動団体 (地域型組織・目的型組織)	1/2以内 (限度額：20万円)	市民生活部 地域づくり課	0263-71-2494
	地域力向上事業交付金	市内83区等	対象経費と20万円のいずれか低い額(上限額：20万円)		
小 海 町	集落再生支援事業	自治会	10/10(限度額：100万円)	総務課企画係	0267-92-2525
南 相 木 村	南相木村元気になる支援金	自治会 地域づくり団体 法人 個人	【ソフト】10/10以内 【ハード】2/3以内 (限度額：50万円)	総務課総務係	0267-78-2121
北 相 木 村	北相木村集落活性化交付金	自治会	10/10 (限度額：800万円)	総務企画課	0267-77-2111
	地域ふれあい活性化交付金	自治会	10/10 (限度額：20万円)	住民福祉課	0267-77-2111
佐 久 穂 町	区活動助成金	自治会	区活動助成金 均等割 19,800円～58,500円 58区 世帯割 2,400円 4,200世帯	総務課庶務係	0267-86-2525
	コミュニティ提案型まち活性化事業補助金	住民5人以上で構成されるコミュニティ団体	・チャレンジ部門(新たに団体を組織する場合、補助1回のみ) 補助率10/10以内、限度額20万円 ・ステップアップ部門(既存のコミュニティ組織、同一事業3回限度) 補助率1/2以内、限度額20万円 ・集落部門(集落の将来計画を策定する場合、補助1回のみ) 補助率10/10以内、限度額5万円	総合政策課政策推進係	0267-86-2553
軽 井 沢 町	軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業	住民5人以上で構成する団体(NPO法人含む)	1/2以内 (限度額：25万円)	総合政策課都市デザイン課	0267-45-8185
御 代 田 町	御代田町まちづくり事業支援金	住民5人以上で構成する団体	1/2以内 (限度額：20万円)	企画財政課企画振興係	0267-32-3112
立 科 町	立科町がんばる地域応援事業交付金	自治会 町内企業 おおむね町民10名以上の団体	・1年目～3年目 75/100以内 (限度額：15万円) ・4年目～10年目 50/100以内 (限度額：7万5千円) ・新規団体を起ち上げての事業実施 1年目のみ100/100以内 (限度額15万円)	企画課 企画振興係	0267-88-8403
長 和 町	長和町町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 (5人以上でまちづくり事業を行う住民組織) 公共の団体 (自治会、産業経済団体等)	・まちづくりに関する事業 6/10(限度額：20万円) ・組織づくりを目的とする事業 10/10(限度額：5万円)	企画財政課 まちづくり政策係	0268-68-3111
青 木 村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額：1団体20万円以内	総務企画課	0268-49-0111
下 諏 訪 町	下諏訪力創造チャレンジ事業支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内 (限度額：原則100万円)	総務課企画係	0266-27-1111
	下諏訪町まちづくりサポーター支援事業補助金	地域づくり団体 NPO法人 等	10/10以内		
富 士 見 町	富士見町区及び集落組合振興補助金	自治会	区の振興及び活性化を図る事業 均等割り・世帯割等 (限度額：年度予算の範囲内)	総務課庶務人事係	0266-62-9322
原 村	原村おらほうの村づくり事業補助金	地域づくり団体 自治組織等	集落行動計画策定・推進：10/10以内(限度額：50万円×5ヶ年度) その他：3/4以内(限度額：100万円)	総務課 企画振興係	0266-79-7922
辰 野 町	協働のまちづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ソフト】10/10以内 【ハード】1/2以内 (限度額：50万円)	まちづくり政策課	0266-41-1111

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
箕 輪 町	地域総合活性化事業交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：原則20万円	総務課総務係	0265-79-3111
飯 島 町	飯島町協働のまちづくり推進事業補助金	自治組織 まちづくり団体等	10/10以内（備品購入費は1/4以内） （限度額：20万円）	企画政策課 まちづくり推進室	0265-86-3111
南箕輪村	南箕輪村地域活動支援事業補助金	地域づくり団体	1年目 10/10以内（限度額：30万円） 2年目以降2/3以内（限度額：20万円） （3年を限度とする）	地域づくり推進課 地域振興係	0265-98-6640
中 川 村	特色ある地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会	限度額：10万円（3年を限度とする）	振興課商工観光係	0265-88-3001
宮 田 村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10 （限度額：50万円）	みらい創造課協働係	0265-85-3181
松 川 町	まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金	3人以上の住民等で構成される団体	【ソフト】10/10以内（限度額：30万円） 【ハード】2/3以内（限度額：50万円）	まちづくり政策課 まちづくり推進係	0265-36-7014
高 森 町	元気もりもりチャレンジ支援金	5人以上の住民で構成される団体	4/10～9/10以内	経営企画課 協働推進係	0265-35-9441
阿 南 町	まちづくり事業等支援要綱	地域づくり団体・自治会	7/10（限度額：3年間で100万円 1年間30万円を限度として3年間）	総務課企画地域おこし係	0260-22-2141
阿 智 村	21世紀村づくり委員会事業支援金	5人以上の住民で構成される団体	10/10 （限度額：10万円）	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業（モデル事業分）	自治会	10/10以内		
	自治会活動支援金交付事業（美しいふるさとづくり事業）	自治会	10/10以内 （限度額：50万円）		
根 羽 村	地域づくり支援金	区、洞 3人以上の住民で構成される団体	70%以内（限度額：50万円）	総務課	0265-49-2111
下 條 村	地域づくり交付金	自治会	10/10（限度額：12万～24万円）	総務課 企画財政係	0260-27-2311
	地域づくり特別事業支援金	区、常会、各種団体等	1/2以内（上限：20万円）		
天 龍 村	いきいき活動支援金	5人以上の住民で構成される団体	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 【給付型】5万円以内	地域振興課 移住・定住推進係	0260-32-2001
泰 阜 村	地域活性化活動等助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備：8/10 ・イベントの開催：5/10 （限度額：共に10万円）	村づくり振興室 村づくり振興係	0260-26-2111
喬 木 村	活性化創造支援金事業	地域づくり団体 自治会	【ハード】2/3以内（限度額：50万円） 【ソフト】3/4以内（限度額：30万円）	企画財政課	0265-33-5129
	地域づくりアドバイザー事業	自治会	・アドバイザー招聘経費 10/10以内（限度額：40万円）		
豊 丘 村	自らつくる地域づくり事業交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】8/10以内 【ソフト】10/10以内 （限度額：ハード200万円、ソフト50万円）	総務課企画財政係	0265-35-9050
大 鹿 村	大鹿村地域活性化事業補助金	自治会、組合、団体等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 （年間の予算限度額：100万円） 国、県補助事業に該当する事業の補助率は、補助対象経費の1/10以内	総務課企画財政係	0265-39-2001
上 松 町	上松町まちづくり交付金	地域自治組織	限度額：5万円	総務課 まちづくり推進室	0264-52-4801
南木曾町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	10/10以内	総務課企画財政係	0264-57-2001
木 祖 村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10 （限度額：10万円）	総務課企画係	0264-36-2001
	木祖村建設資材支給事業	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10		
王 滝 村	王滝村絆助成事業	行政区、又は地域的な協働活動を行っている団体	10/10以内 （限度額：50万円）	村おこし推進課	0264-48-2001
大 桑 村	大桑村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1回目：10/10以内 限度額100万 2回目：2/3以内 限度額60万 3回目：1/3以内 限度額30万	総務課企画係	0264-55-3080
	地域景観整備事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 （限度額：30万円）		

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
木 曽 町	木曽町まちづくり活動推進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	①地区活性化事業：一般分1/2（限度額：30万円） ②美しい村運動推進事業：10/10以内（限度額：30万円） ③一般事業：10/10以内（限度額：50万円）	企画財政課	0264-22-4287
麻 績 村	麻績村むらづくり活動支援事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内（ただしハード事業は2/3以内）（限度額30万円）	村づくり推進課	0263-67-4851
	ふるさと麻績村応援団助成事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内（ただしハード事業は2/3以内）（限度額5万円）		
生 坂 村	生坂村絆づくり支援金	地域づくり団体 自治会	7/10以内（限度額：30万円）	村づくり推進室	0263-69-3111
朝 日 村	地区活動費交付金	村内34地区	34地区への定額補助（均等割＋世帯割）	総務課	0263-99-2001
筑 北 村	筑北村協働事業支援金	自治会 地域づくり団体	10/10以内 （限度額：10万円）	企画財政課	0263-66-2111
池 田 町	池田町元気なまちづくり事業補助金	自治会 地域づくり団体 NPO法人	10/10 （限度額：30万円）	総務課 町づくり推進係	0261-62-3129
松 川 村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人 行政区	・対象経費15万円以下の事業：10/10（限度額：15万円） ・対象経費15万円を超える事業 1回目：10/10（限度額：100万円） 2回目：2/3（限度額：60万円） 3回目：1/3（限度額：30万円） （ともに3回を限度とする）	総務課政策企画係	0261-62-3111
白 馬 村	白馬村地域づくり事業補助金	自治会	・1/2～2/3 地域づくり事業（限度額：30万円） ・4/5 震災被害補助（限度額 15万円）	総務課企画係	0261-72-5000
小 谷 村	小谷村むらづくり補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】10/10（限度額：原則50万円） 【ソフト】1/2（限度額：原則15万円）	総務課企画財政係	0261-82-2001
坂 城 町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10以内 （限度額：自治会30万円、団体5万円）	企画政策課まち創生推進室	0268-82-3111
小 布 施 町	コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】1/3～3/4以内 【ソフト】1/2以内 （限度額：事業により異なる）	企画政策課	026-214-9102
	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・1年目 3/4以内（限度額：300万円） ・2年目 2/3以内（限度額：300万円） ・3年目以降1/2以内（限度額：100万円） （1事業につき年1回とし、5回を限度とする）		
高 山 村	自治区施設整備等補助金	自治会	1/3～3/5	総務課総務係	026-245-1100
信 濃 町	地域活動支援交付金	自治会 その他団体等（区または総代の推薦が必要）	10/10以内 （限度額：10万円）	総務課まちづくり企画係	026-255-3111
飯 綱 町	飯綱町まちづくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・対象経費が5万円未満の事業 10/10以内（限度額：4万円） ・対象経費が5万円以上20万円未満の事業 4/5以内（限度額：10万円） ・対象経費が20万円以上の事業 1/2以内（限度額：20万円）	企画課企画係	026-253-2511
小 川 村	小川村地域づくり活動支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1年目：10/10（限度額：30万円） ・2年目：7/10（限度額：20万円） ・3年目：5/10（限度額：15万円） （3年を限度とする）	総務課総合戦略推進室	026-269-2323
山ノ内町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区、自治会9/10（限度額：45万円） ・その他団体 7/10（限度額：27万円）	総務課企画係	0269-33-3111
木 島 平 村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】2/3以内（限度額40万円） 【ソフト】10/10以内（限度額20万円）	総務課政策情報係	0269-82-3111
野 沢 温 泉 村	野沢温泉村地域活性化支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区 4/5以内（限度額：30万円） ・団体 3/5以内（限度額：20万円）	総務課企画財政係	0269-85-3111
栄 村	集落支援交付金	集落区	各集落・公民館の独自活動支援 均等割、世帯割等（予算の範囲内）	総務課行政係	0269-87-3112
	ふるさと復興支援金	集落区（複数集落の共同体を含む）	集落独自の地域活性化につながる事業に対する補助 補助率 未定 限度額 未定	総務課企画財政係	
75市町村	96 事 業				

■地域おこし協力隊

12-1 地域おこし協力隊制度

都市から地方へ住所を移した地域おこし協力隊と呼ばれる方々が、様々な地域づくり活動を実施しているそうですが、これはどのような制度なのでしょうか。

●どんな制度ですか。

地方自治体が、都市地域から地方へ生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地場産品の開発・販売等の地域おこしの支援や、住民の生活支援などの活動を行いながら、その地域への定着を図る制度です。

活動期間は最長３年間で、隊員の活動に係る経費等について、総務省から財政支援があります。

●どんな人が隊員になるのですか。

隊員を募集している自治体に申し込んだ方が、選考を経て採用されます。その後、住民票を移動し、自治体から委嘱を受けて活動を開始します。

任用の形態は自治体によって異なり、非常勤の職員として任用される場合や自治体と委託契約を結ぶ場合等があります。

●どのような活動をしているのですか。

活動内容は自治体によって様々です。

例として、地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用などの商店街活性化、農業支援などがあります。

任期終了後も地域に定着することを見据えて、起業や就農の準備を進める隊員もいます。

●県内では何人活動しているのですか。

平成２９年４月１日現在で２８３名の隊員が活動しています。

●隊員と協働したい場合はどうすればいいの。

隊員のスムーズな活動や地域への定着のためには、地域の方の協力が必要です。まずは、隊員の委嘱元である自治体へご相談ください。

■その他

13-1 その他の助成事業

他に助成制度はありますか。

「地域づくり」に関連したお問い合わせの多い事例を挙げて助成制度の紹介をしてきましたが、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成29年度に実施している助成事業について紹介いたします。

なお、詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(一財)冠婚葬祭文化振興財団	社会貢献基金制度	地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、地域つながり事業、冠婚葬祭継承など社会貢献活動、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業	http://www.ceremony-culture.jp/social/fund/
TOTO(株)	TOTO 水環境基金	水と暮らしの関係を見直し、再生することをめざした創造的な取組	http://www.toto.co.jp/company/environment/social/mizukikin
大成建設(株)	大成建設自然・歴史環境基金	自然環境や歴史的建造物の保護及び活用に関する事業	http://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/
日本郵便(株)	年賀寄附金配分事業	社会福祉の増進、文化財の保護、青少年の健全育成、スポーツ振興等に係る活動	http://www.post.japanpost.jp/kifu/neng/a/about.html#05

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/grant-search/news/>) から分野別検索などができますのでご活用ください。



■その他

13-2 地域づくり団体の交流

私の所属している地域づくり団体が、今後さらに活動の幅を広げていくため、県内で活動している他の地域づくり団体と情報交換やネットワークづくりをしたいのですが。

●こういう団体があります。

「地域づくりネットワーク長野県協議会」があります。

県内で地域づくりに取り組む皆さんのネットワークの構築を目指している協議会で、愛称を「やまびこネットワーク」といいます。

年に1度、全県の加入団体が一堂に会する「やまびこフォーラム」、支部単位で独自に行う「支部活動」の2つが事業の柱となっていて、その活動を支援しています。

また、県協議会に加入すると、全国組織である「地域づくり団体全国協議会」に登録することができます。(加入条件あり)

●どこに相談すればいいの。

本部事務局（県企画振興部地域振興課）又は支部事務局（各地域振興局企画振興課）にご相談ください。

●加入するにはどのようにすればいいの。

支部事務局に加入申込書を提出してください。

●会費がかかりますか。

年会費2,000円が必要になります。

●加入するとどのような特典があるの。

全国協議会に登録した団体は、情報誌による情報提供を受けることができます。また、(一財)地域活性化センターの賛助会員(年会費3,000円)に登録した会員は、地域づくり団体活動支援事業等の助成を受ける事ができます。

詳しい活動内容、加入手続き等については、地域づくりネットワーク長野県協議会のHPまたはフェイスブックをご覧ください。

地域づくりネットワーク長野県協議会

HP：<http://ynet.happygate.co.jp/>（フェイスブックにもリンクしています。）

■その他

13-3 表彰制度

私たちの活動を表彰してくれる制度はありますか。

国や財団法人等が行っている地域づくりに関する表彰制度として、以下の制度があります。

●表彰制度一覧

制度名	表彰目的	表彰対象者	県問い合わせ
信州協働大賞 【長野県】	信州協働推進ビジョン（平成 25 年 3 月策定）に基づき、協働を推進するため、県機関を含めて優れた協働事業を実施している組織に対して知事表彰を行うものとする	優れた協働事業を実施している組織	県民文化部 県民協働課
ふるさと大賞 【総務省】	こころをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る個人、団体を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的とする。	①民間団体等 （公益法人、NPO、ボランティア団体等） ②地方自治体 （地域自治区、一部事務組合、広域連合） ③個人	企画振興部 地域振興課
過疎地域自立活性化優良事例表彰 【総務省】	創意工夫をもって過疎地域の活性化に取り組み、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的・モデル的事例としてふさわしい団体を表彰することにより、地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化の取り組みの奨励を図ることを目的とする。	①過疎地域市町村 ②構成市町村の 1 / 2 以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等 ③過疎地域内の個人、団体等	企画振興部 地域振興課
防災まちづくり大賞 【総務省消防庁】	地方公共団体や自主防災組織等における防災や住宅防火に関する優れた取り組み、工夫、アイデア等、幅広い視点からの効果的な取り組みを推奨し、地方公共団体等における災害に強い、安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的とする。	防災対策に関わる防災組織、団体、個人等	危機管理部 危機管理防災課

地域づくり表彰 【国土交通省】	創意と工夫を活かした優れた自主的活動で、広域的な地域づくりを通して、地域の活性化に顕著な功績があった優良事例を表彰することにより、地域間の連携と交流によって地域の個性ある自立を広範囲にわたり促進し、地域づくりの奨励を図ることを目的とする。	地域活性化に顕著な功績のあった地方公共団体、団体、個人	企画振興部 地域振興課
ふるさとイベント大賞 【(一財)地域活性化センター】	全国各地で数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰し、全国に向けて紹介することで「ふるさとイベント」の更なる発展を応援することを目的とする。	県、市町村、団体等	企画振興部 地域振興課
豊かなむらづくり全国表彰 【農林水産省・(公財)日本農林漁業振興会】	農山漁村におけるむらづくりの優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的な展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。	農林漁業の振興を核とした地域づくり活動を行う団体	農政部 農村振興課
道路河川愛護活動知事表彰 【長野県】	道路の維持・環境整備等道路の愛護又は河川の保全・美化等河川の愛護について、特に著しい功績のあった団体を表彰することによって、県民に国土建設の意義と重要性を啓発することを目的とする。	多年、道路又は河川の愛護に務め、その実績が特に顕著な民間団体等	建設部 建設政策課
道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等に努めその功績が特に顕著な民間の団体又は個人に対する表彰 【国土交通省】	道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等に関し、特に著しい功績のあった団体又は個人に感謝の意を表するため、感謝状を授与する。	道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等に関し、特に著しい功績のあった団体又は個人	建設部 道路管理課
道路功労者表彰 【公益社団法人日本道路協会】	道路整備事業の推進、道路の愛護、環境の整備、また災害復旧及び防災活動等に際して、道路の安全と交通の確保等に努めた個人、団体の功績を表彰する。	道路整備事業の発展に尽力した個人・団体	建設部 道路管理課
緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰 【国土交通省】	緑化推進は、国土及び環境保全等の観点から極めて重要であり、この推進のために緑化運動に積極的に取り組んでいただくことで、緑化推進を図ることを目的とする。	道路緑化（草花植栽等）に特に顕著な功績のある個人・団体	建設部 道路管理課

河川功労者表彰 【長野県河川協会】	河川に係る各種事業や活動において特に功労があったものに対して、その功績を称え、更なる事業、活動の推進を図ることを目的とする。	治水、利水事業、災害復旧事業、河川愛護、水防作業、河川に関する調査研究に関わる個人又は団体	建設部 河川課
土砂災害防止功労者表彰 【国土交通省】	土砂災害防止に関し顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰することで、土砂災害防止に寄与することを目的とし、安心・安全な地域づくりの推進を図る。	土砂災害防止活動を行う個人、団体	建設部 砂防課
自然保護活動等功労者知事表彰 【長野県】	自然保護等の活動又は自然保護行政の協力について特に著しい功績のあった者を表彰し、広く県民に自然保護に対する社会的貢献とその重要性を紹介することにより、長野県の自然及び生物多様性を保全し、将来に引き継ぐための重要な役割を担う者の育成を図ることを目的とする	自然保護等の活動又は自然保護行政の協力について特に著しい功績のあった個人、団体	環境部 自然保護課
信州豊かな環境づくり県民会議表彰 【信州豊かな環境づくり県民会議】	環境美化活動、自然保護活動、地球温暖化防止等、環境保護・保全に関する活動や啓発に功績がある個人又は団体を表彰する。	環境保護・保全に関する活動や啓発に功績がある個人又は団体	環境部 環境政策課
農業農村整備優良地区コンクール 【全国土地改良事業団体連合会】	農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力ある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる地区を対象に優良地区コンクールを実施し、今後の農業・農村地域の発展と振興に資することを目的とする。	農業農村整備事業の実施を契機に、産地収益力の向上や担い手の体質強化が図られている地区	農政部 農地整備課
ディスカバー農山漁村の宝 【農林水産省】	「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図ることを目的とする。	新たな需要の発掘・創造や埋もれていた地域資源の活用を行うことにより、農林水産業・地域の活力創造につながる取組をしている団体	農政部 農地整備課
循環型社会形成推進功労者表彰 【長野県】	循環型社会形成推進のため廃棄物の適正処理及び資源化等の推進に率先して取り組み、顕著な実績を挙げている功労者を表彰する。	循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正処理及び再利用、資源化等の促進、啓発・普及及び指導・教育等に多大な貢献をしており、他の模範となる者	環境部 資源循環推進課